

随意契約理由書

件名	消防ヘリコプターの点検整備等
契約の相手方	セントラルヘリコプターサービス株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>航空機の使用にあたっては国土交通省の定めた安全性及び環境保全の為の技術上の基準に適合するために必要な点検整備を実施し、国土交通省の耐空証明書(有効期間1年)の交付を受ける必要がある。本業務は神戸市消防局航空機動隊の消防ヘリコプター(川崎式BK117C-2型)3機について、耐空証明に必要な点検整備を実施するものである。</p> <p>当該機は川崎重工業(株)製であり、本業務の履行には製造者しか知りえない航空機内部の図面やデータ、専門的技術が必要であるが、川崎重工(株)は航空機の点検、整備作業を行っていない。</p> <p>上記業者セントラルヘリコプターサービス株式会社は、川崎重工(株)よりBK117型機の定期検査・整備・修理・改造等について特別指定メンテナンスセンターとして認定されている唯一の航空機整備会社である。</p> <p>このため本業務は上記業者にしか履行できない。</p> <p>上記の理由により、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	消防局警防部航空機動隊 航空整備係 (電話番号 303-1192)